

令和6年2月19日

第467回白石市議会定例会議案書

目 次

報 告

報告第 1 号	損害賠償額の決定及び和解について	・・・	2
---------	------------------	-----	---

議 案

議案第 1 号	教育長の任命について	・・・	5
---------	------------	-----	---

議案第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	6
---------	-----------------------------	-----	---

議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 2 号） （令和 5 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	7
---------	--	-----	---

議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号） （令和 5 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	8
---------	--	-----	---

議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号） （令和 5 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	9
---------	--	-----	---

議案第 6 号	白石市手数料条例の一部を改正する条例	・・・	10
---------	--------------------	-----	----

議案第 7 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例	・・・	14
---------	--	-----	----

議案第 8 号	白石市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例	・・・	16
---------	---------------------------	-----	----

議案第 9 号	白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例	・・・	18
---------	--	-----	----

議案第 10 号	白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	21
----------	-----------------------------	-----	----

議案第 11 号	白石市企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例	・・・	23
----------	----------------------------	-----	----

議案第 12 号	白石市市税条例の一部を改正する条例	・・・	25
----------	-------------------	-----	----

議案第 13 号	白石市水道給水条例の一部を改正する条例	・・・	28
----------	---------------------	-----	----

議案第 14 号	白石市消防団員に関する条例の一部を改正する条例	・・・	30
----------	-------------------------	-----	----

議案第 15 号	白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・	32
----------	--	-----	----

議案第 16 号	白石市介護保険条例の一部を改正する条例	・・・	34
----------	---------------------	-----	----

報 告

報告第 1 号

損害賠償額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

(写)

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年1月5日

白石市長 山 田 裕



職員の物損事故に係る損害賠償額の決定及び和解について

令和5年7月7日、東北自動車道紫波インターチェンジ付近で発生した物損事故について、下記のとおり損害賠償額を決定し、和解することとする。

記

- | | |
|------------|----------|
| 1 損害賠償の額 | 282,944円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 住所
氏名 |

議 案

議案第 1 号

教育長の任命について

次の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めらる。

記

住 所 白石市
氏 名 半 沢 芳 典
生年月日

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 日 下 嘉 充
生年月日

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年度白石市一般会計補正予算（専決第12号）

（令和5年12月27日専決）

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年度白石市一般会計補正予算（専決第1号）

（令和6年1月22日専決）

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年度白石市一般会計補正予算（専決第2号）

（令和6年1月29日専決）

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 6 号

白石市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

白石市手数料条例の一部を改正する条例

白石市手数料条例（平成12年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表7の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中34の項を36の項とし、14の項から33の項までを2項ずつ繰り下げ、13の項を15の項とし、同項の前に次の2項を加える。

13	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき 350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子縁又は認知の届出の受理について、請求により地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表8の項の7の下欄に規定する法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）
14	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

別表12の項を次のように改める。

12	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符	除籍電子証明書提供用識別符号 1件につき 700円
----	-----------------------------------	------------------------------

<p>号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	
---	--

別表中11の項を削り、10の項を11の項とし、同表9の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表10の項とし、同項の前に次の1項を加える。

9	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1件につき 400円</p>
---	--	--------------------------------------

(平成12年政令第16号)本則の表8の項の3に規定する総務省令で定めるものに限る。以下同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 7 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(白石市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 白石市公営企業の設置等に関する条例（平成元年白石市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(白石市監査委員条例の一部改正)

第2条 白石市監査委員条例（平成3年白石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(白石市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 白石市病院事業の設置等に関する条例（令和4年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

白石市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

白石市地域公共交通会議設置条例（平成30年白石市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条の2」を「第4条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第14条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第22条第1項中「以下この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第29条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条第1項中「職員（」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

白石市企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 1 9 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例

白石市企業版ふるさと納税基金条例（令和３年白石市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項を削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

白石市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

白石市市税条例の一部を改正する条例

白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2 白石市福岡蔵本の項中「字一本木」を「字一本木 字尾籠のうち94番、97番、101番、102番、102番1、102番2、104番、104番2、108番2、109番、110番、111番1、111番2、112番、112番1、112番2、113番、121番、126番、127番、129番1、129番2、133番、134番、135番、137番、139番、141番、144番、150番、151番、160番2、161番、258番」に、「字陣場」を「字陣場 字菅生田のうち69番2、69番4、69番5、102番1、114番5」に、「字屋敷前」を「字屋敷前 字薬師堂のうち5番3、5番5、5番7、6番、18番、18番2、23番、28番2、67番2、78番、81番2、82番、82番4、83番3、84番、86番1、86番4、88番2、88番5、88番6、89番4、89番5、91番3、92番、93番1、93番3、96番3、97番2、103番3、106番2、106番4、114番1、115番2、117番2、118番2、120番、120番1、121番3、121番4、121番6、121番7、121番8、122番5、122番6、124番4、127番2、128番1、128番3、129番1、129番2、129番4、129番6、129番7、143番、144番、146番、151番、152番、155番、156番1、171番2、171番3、171番5、173番、173番2、174番、175番2、175番3、175番4、175番5、176番、176番2、178番、179番1、181番、181番2、184番1、184番2、184番3、188番、189番2、189番4、189番5、194番、198番1、199番1、199番2、200番、200番3、201番、202番、203番、205番、206番1、207番、218番1、238番」に改め、同表白石市福岡長袋の項中「字鹿ノ下のうち16番2から30番1まで」を「字鹿ノ下のうち3番4、16番2から30番1まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市市税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第13号

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

白石市水道給水条例（昭和48年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第35条の2第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

白石市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

白石市長 山田 裕一

白石市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

白石市消防団員に関する条例（昭和29年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表出勤報酬の項中「4,000円」を「8,000円（出勤時間が4時間未満の場合にあっては、4,000円）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表第1の3の規定は、令和6年度以後の年度分の報酬から適用し、令和5年度分までの報酬については、なお従前の例による。

議案第15号

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和２年白石市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２３条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第５３条第２項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２３条の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

議案第16号

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

白石市長 山 田 裕 一

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

白石市介護保険条例（平成12年白石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「それぞれ当該各号に定める額」を「、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項第1号中「33,600円」を「30,570円」に改め、同項第2号中「50,400円」を「46,030円」に改め、同項第3号中「50,400円」を「46,360円」に改め、同項に次の4号を加える。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,680円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 141,120円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,560円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 161,280円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度までにおける」を「令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「20,160円」を「19,150円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度までにおける」を「令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「20,160円」を「19,150円」に、「33,600円」を「32,590円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度までにおける」を「令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「20,160円」を「19,150円」に、「47,040円」を「46,030円」に改める。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者（保険料の賦課期日後に同項第1号イに該当するに至った第1号被保険者のうち、同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被

保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

第11条第2項中「、前項に規定する」を「、同項に規定する」に改める

。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の白石市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。